

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>別表第1 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 618 770 667"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までのサービスに限る。))又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)がいる世帯のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>(4) [略]</p> <p>7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定</p>	[略]	<p>別表第1 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 618 1457 667"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第14項から第16項までのサービスに限る。))又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)がいる世帯のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>(4) [略]</p> <p>7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定</p>	[略]
[略]			
[略]			

める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に  
係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又  
は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護  
施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支  
援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等  
(児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、  
母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期  
治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措  
置が採られた者をいう。以下同じ。)の属する世帯  
の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設  
給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童に  
ついて障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサ  
ービスを利用している場合は、当該措置児童等の世  
帯に係る徴収額については、次の計算式によって得  
た額(当該世帯における入所施設、知的障害児通園  
施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部  
、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に  
措置された児童等並びに法第24条の2第1項の障害  
児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害  
児(以下「施設入所児童等」という。)に係る額の  
うち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの  
又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢  
体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつて  
は、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額  
の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する  
旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるも  
のにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正す  
る規則(平成20年岩手県規則第1号)による改正前  
の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定に  
よる徴収額とする。)を当該世帯に係る上限とし、  
その額がその月の利用者負担額(法第24条の7第1  
項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要  
した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設  
医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実  
際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る  
場合は、当該支払った額とする。)をいう。以下同  
じ。)を上回る場合は、その額と法第24条の2第1  
項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担  
額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額と  
し、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者  
負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措

める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に  
係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又  
は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護  
施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支  
援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等  
(児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、  
母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期  
治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措  
置が採られた者をいう。以下同じ。)の属する世帯  
の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設  
給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童に  
ついて障害者自立支援法第5条第8項の児童デイサ  
ービスを利用している場合は、当該措置児童等の世  
帯に係る徴収額については、次の計算式によって得  
た額(当該世帯における入所施設、知的障害児通園  
施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部  
、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に  
措置された児童等並びに法第24条の2第1項の障害  
児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害  
児(以下「施設入所児童等」という。)に係る額の  
うち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの  
又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢  
体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつて  
は、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額  
の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する  
旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるも  
のにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正す  
る規則(平成20年岩手県規則第1号)による改正前  
の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定に  
よる徴収額とする。)を当該世帯に係る上限とし、  
その額がその月の利用者負担額(法第24条の7第1  
項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要  
した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設  
医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実  
際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る  
場合は、当該支払った額とする。)をいう。以下同  
じ。)を上回る場合は、その額と法第24条の2第1  
項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担  
額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額と  
し、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者  
負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措

<p>置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。</p> <p>施設入所児童等に係る徴収額+施設入所児童等に係る徴収額×0.1×(当該世帯における施設入所児童等の人数-1)</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。</p> <p>施設入所児童等に係る徴収額+施設入所児童等に係る徴収額×0.1×(当該世帯における施設入所児童等の人数-1)</p> <p>8～10 [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 看護職員修学資金貸付条例施行規則(昭和37年岩手県規則第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する生活介護及び同条第13項に規定する自立訓練(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。))を行う事業所</p> <p>(11)～(13) [略]</p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する自立訓練(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。))を行う事業所</p> <p>(11)～(13) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(療育センター条例施行規則の一部改正)

第3条 療育センター条例施行規則(昭和51年岩手県規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短期入所事業)</p> <p>第7条 センターにおいては、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第8項に規定する短期入所を行う事業(以下「短期入所事業」という。)を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(短期入所事業)</p> <p>第7条 センターにおいては、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第9項に規定する短期入所を行う事業(以下「短期入所事業」という。)を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第4条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副</th> <th>部</th> <th>部</th> <th>セ</th> </tr> </table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副	部	部	セ	<p>別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副</th> <th>部</th> <th>部</th> <th>セ</th> </tr> </table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副	部	部	セ
事務				条項	内容	専決権者				備考															
	副	部	部			セ																			
事務	条項	内容	専決権者				備考																		
			副	部	部	セ																			

			局長	に 置 く 室 の 長	ン タ ー 所 長				局長	に 置 く 室 の 長	ン タ ー 所 長	
[略]						[略]						
52 障害者 自立支援 法の施行 に関する 事務	[略]					52 障害者 自立支援 法の施行 に関する 事務	[略]					
	<u>第88条</u>	[略]					<u>第88条</u>	[略]				
	<u>第7項</u>						<u>第8項</u>					
	<u>第88条</u>						<u>第88条</u>					
	<u>第8項</u>						<u>第9項</u>					
	[略]						[略]					
[略]						[略]						
[略]						[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第5条 障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(変更等の届出) 第3条 <u>法第46条第1項及び第2項</u> の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。	(変更等の届出) 第3条 <u>法第46条第1項から第3項まで</u> の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。